

新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮した
二級・木造建築士各種手続きの郵送による申請受付等について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許交付を行います。

申請受付について

■郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続きのページをご確認ください。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。
※郵送料は申請者のご負担となります。

■郵送にて申請する場合の送付方法

- ・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留

免許交付について

■郵送にて免許を交付する場合の送付方法

- ・レターパックプラス
郵送による交付を希望される場合は、申請手数料にレターパックプラス代 520 円を加算した金額をお振込みください。

■旧免許の返却について

- ・新規申請と再交付申請（亡失）以外は、既存の免許の返却が必要になります。

【窓口による交付の場合】

免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。
送られた交付通知ハガキ、印鑑、旧免許をご持参いただき岐阜県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

免許証明書に同封させていただく「建築士免許証（免許証明書）返却のお願い」をご確認いただき、お手元にある旧免許を 10 日以内に岐阜県建築士会に持参または郵送してください。